容器検査所登録更新申請

根拠法令	法第５０条第１項　　容器則第３１条
適用	容器検査所の登録は５年ごとにその更新を受ける場合

手順

申請 → 収受／手数料確認／文書番号 → 審査 → 起案／決裁 → 登録票交付／台帳記入

必要書類

１　容器検査所登録更新申請書
２　申請手続の権限を示す委任状
３　検査設備明細書　　→　検査設備に変更がない場合は省略できる。
４　容器検査所の位置及び付近の状況図
５　容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）

審査

登録の期限が切れていないか審査する。

＜留意事項＞

期限切れの場合、新規とする。
→容器検査所登録申請

登録票の交付

申請者に登録票を交付する。

＜留意事項＞

登録票の登録番号欄の余白に（更新）と記入する。

台帳記入

登録票交付後、台帳に記入する。
→容器検査所登録台帳に記載